

平成26年度 第2回 堺市障害者自立支援協議会

議事概要

日時	平成26年9月26日(金) 午後1時30分～4時45分
場所	堺市総合福祉会館 5階 第3会議室
出席者	三田、吉村、柏木、黒木、藤原、中島、林、松林、小林、所、西、長尾、柴田、 (敬称略) 宮前、桐山、永井、阪口、増田、前田、白石、丸野、奥田、京井、福井、屋良、 高田、永吉
欠席者	神原、光齋、新野邊
代理出席	澤田【代理：山瀬】、宮前【代理：鷹野】
事務局(障害施策推進課)	渡辺、加唐、杉本
事務局補助(総合相談情報センター)	上田、小出
傍聴者	なし

1. 区協議会及び部会等における途中経過の報告について

I 区協議会 **資料1**

- ・(各区協議会から資料に沿って報告)

【意見・情報交換】

【副会長から】

- ・北区の予算活用部分で生活困窮者自立支援法、事業学習会とあるが、どのような予定になっているのでしょうか？

⇒【北区から】・まだ企画までは行っていないが、次年度から各区社会福祉協議会が窓口体制となると聞いているので、「どんな内容の相談支援になるのか」など勉強会をしたいと話している。

【社会福祉協議会から】・堺市から委託を受けて、生活困窮者自立促進支援モデル事業として、今年6月から福祉会館4階で、相談支援窓口を開設しています。相談は全市を対象としており、スタッフは4名で、堺市の特徴として、就労支援相談員を配置していること、地域相談にアウトリーチを行うこと(今後予定)。8月末までのデータですが、4割が就労の相談で、4割が生活支援の相談であった。研修については、既に民生委員や南区のパラバルーン会議などで行っており、要望があれば講師派遣させていただく。

【委員から】

- ・災害時要援護者支援の取組みを行っていて、災害時要援護者名簿を、行政と地域で共有する。災害時だけでなく、見守り活動にも役立てていこうとしている。名簿作りは進んでいるが、次のステップとして、なかなか具体的に進んでいない。東区の防災の取組みについては、今後個別に聞かせて頂きたいと思うが、東区以外でも防災の取組みがあれば教えて欲しい。

⇒【中区から】・今年は、まだ大きな取組みは行っていないが、昨年

続いて、作業所交流会で防災をテーマに話した。「中区のまちづくり会議」に参加し、防災の話も出ているので、もっと連携して地域体制づくりをしていきたいと話している。要援護者名簿の個人情報報の取扱いなど課題がある。

【東区から】・例えば、知的の方が単身で住んでいる場合、堺市から送られた「災害時要援護者支援名簿」についての文書が、分からないまま放置されている可能性がある。市から相談機関に、「いつ頃に送付しています」と教えて貰えば、お手伝い出来るのではないかなと思う。

【西区から】・特に動きはない。民生委員との関係があるので、来年度以降の研修で取り上げてみたいと思います。

【南区から】・特に取組みはない。地域ケア会議があり、民生委員も参加されているので、何か連携が出来ればと思っています。

【北区から】・現在のところ取組みはない。しかし、今後課題として挙がってくるだろうと思います。

【美原区から】・当事者、家族団体、民生委員との交流会の中で堺市危機管理室の方をお呼びし、ミニ講座を行った。「とくに精神障害の方が災害時にどう動いて良いのか分からない。」、「福祉避難所が何処にあるのか分からない。」、「民生委員も訪問する（見守り）について連絡があったが、良く分からない」などの意見があった。

【会長から】

- ・リストアップされたくないと言っている方に対しては、地域の支援者側からアプローチしても良いかもしれない。名簿づくりはもっとスピードアップして欲しい。
- ・自治体によって違うが、例えば精神障害なら1級しか名簿に載らないなど制限がある。大変な方というのは、「一人で5階に住んでいる」とか、障害の程度だけではない。そういったところが、防災の関係者に伝わっていないような気がするので、行政は地域の支援者と協力し合って貰うと進むのではないかなと思う。
- ・防災については、今後しっかり議論したいと思っています。
- ・各区自立支援協議会で色んなネットワークを高めながら色んな事が広がってきているんだなと思います。

【委員から】

- ・サービス等利用計画について、平成27年3月31日移行は、全ての利用者に計画作成の必要があるという法律になっているが、各区では、指定相談事業所にスーパーバイズなどの進んでいる実態があるのかどうか。
⇒【副会長から】・全体的な仕組みについては、課題整理の中であるが、堺市が中心となって来年度以降どうするかを考えていく必要があると思う。
 - ・区としては、ひとつひとつ着実に計画相談に移行できる方については、移行できるように進めていくしかないと思っている。

【委員から】

- 基幹相談支援センターは、地域移行体制整備の役割があって、基幹相談支援センターから見ても、指定相談事業所が増えていかない中で、地域移行の相談員が指定相談事業所の相談員が兼務している実態がある。とても出来るような状況ではない。地域移行の進み具合を教えて欲しい。
⇒【副会長】・基幹相談支援センターは、「地域移行体制整備の取組み」と「実際の支援」というのが現状で、なかなか地域の事業所に地域移行で関わっていただく機会を作れていないのが現状です。事業所と相談員の数、取り組める環境として整っていないのかなという印象です。地域生活支援部会の4回目で、基幹相談支援センターのコーディネーターからの報告や意見交換を予定しているので、現状を整理できたらと思っています。

【サービス付き高齢者住宅について】

【委員から】

- 特別養護老人ホームは待機者が多くて、なかなか入居できない。そこで出来たのが「サービス付き高齢者住宅」で、一定の介護サービス（ヘルパーや建物内にあるデイサービス）を付けたワンルームマンションです。たくさん出来たので、空き部屋が出てきているようだ。若い障害のある人が入居している実態があるようです。つまり、他がないので障害がある人がたくさんお世話になっている。
- 聞こえてくる問題があって、例えば、サービスを全て丸抱えし、ヘルパー・福祉用具・訪問診療など系列のところで購入している。調整するケアマネも系列のところというパターンが多いように思う。費用の部分でも、生活保護の方を想定して、家賃・サービス費・食費含めて10万円程度で入居できるところもあるのですが、本人がもっとしたいことがあったとしても、支出が決まっているので自分自身で、やりたい生活がしにくい。ご高齢の方が多くなかで、元気で活発な障害の方がいる状況が、お互いにとって良いのかどうか気になる。
- サービスを受けるためだけにそこに行って、今での生活を全く切られてしまったり、支援者や権利部分で関わっている人が内の実態が見えにくい。しかしニーズは高い中で、手が出せない。「実態は、どうなんだろう」というテーマで、区協議会で話し合いがあるときに、何処と繋がっていくことが良いのか、それとも他にないのか。
- 『病院から、サ高住をサービスの一環として連れて行っていたが、急に「来月から来れません。」と言われて困っている』という相談があった。自分達の都合が良いときには、利用者を迎え、都合が悪くなったらバツサリと切られるというケースだった。指定相談事業所に繋いだことで、施設の風通しが良くなった。
- 危ういのは、不動産業などを行っているところが、儲けにならなければ法人が入れ替わる。最初は、経営者も良心的な対応を信じて入居させても、経営が危うくなると、次の経営者へ渡って質が低下する。そのリスクを考える必要がある。
- 精神障害の方は、自分のことができるので、サービスの受給量が少ない

ので断られた。重度障害の方は、サービスの受給量が沢山あるのでそういった方が選ばれる。サ高住の方いわく、「軽度の方は収入にならない」、「受給量の中が収入である」とはっきり言われた。利用者が、障害として入居したが、高齢になり、介護保険が優先となる中に入れてくれなくて、サ高住、ヘルパー、ケアマネが全て抱え込んでしまって、一切見えない。

- 「日常生活自立支援事業」を使った方が、透明性が高まるという理由で、サ高住から「日常生活自立支援事業」の要望が多い。実際に、家賃、サービス料などを差し引くと、本人が管理する額は5千円程度だが、管理して欲しいと言われる。「在宅優先です」とお断りをしている状況です。生活保護受給者の介護サービス受給量のチェックを堺市が進めており、連携しながら様子を見ている状況です。
- 堺市で悪質なところの実態調査を進めていると聞いている。サ高住になると国土交通省の助成金を得ると、「対象者から障害者が外れる」という問題があって、営業マンも知らずに営業をかけて、実際契約の際に、入れないというのが分かったケースもある。

II 障害当事者部会 **資料2**

- (部会長から資料に沿って報告)
- 5月と9月に選挙管理委員会の方を招いて、「投票所のあり方」について議論した。国と市でできることは限られているのが現状ではあるが、選挙管理委員会としては、出来ることがあれば、国と府と協議して変えて行きたいとのこと。堺市内で率先してできることは、バリアフリーについてで、バリアフリーが行き届かないところには職員が対応し、補うとのこと。選挙事務対応職員に対して、障害者理解して貰うためにも当事者が研修出来るような機会をお願いした。
- 1月28日(水)当事者交流会を開催予定。テーマは「当事者の望む支援のあり方」です。申込みの受付は12月1日からです。各区基幹相談支援センター職員に各テーブルの記録係を依頼している。ご協力をお願いいたします。
- 11月は「相談支援関係者との勉強会」をテーマとして、計画相談や指定相談の現状や仕組みを話して貰い、当事者の意見も聞いて欲しい。
- 第4次堺市障害者長期計画のわかりやすい版プロジェクトチーム会議を8月に開催した。10月に第2回を開催予定。

III 地域生活支援部会 **資料3**

- (副会長から資料に沿って報告)
- 1回目については、これまでは一部の作業所のネットワークによる自主的な勉強会は行われてきたが、相談支援における課題共有の機会がなかったため、各委員から事例を出し寄って、社会資源など情報共有を行った。
- 2回目については、大阪刑務所、大阪医療刑務所のソーシャルワーカー

2名を招いて「出所後の支援の取組み」と、大阪社会福祉士会から1名を招いて「弁護士・社会福祉士が連携して取組んでいる更生支援計画」について説明していただいた。相談支援を始めとして障害者を支援する各機関に、「それぞれの取組み」について周知していくこと、事例や社会資源を情報共有していくこと、利用者が逮捕された時の初期対応として「どんなことをしたらいいのか」、利用者の権利を守る立場として知っておかなければいけない情報など周知していくことが必要ではないかという意見が出ていました。今後の展開については、運営会議・事務局会議で調整して、次回以降の部会で報告していければと思います。

【出席委員からの補足】

- これまで、あまり関わりの無かった分野だったので、お互いを知っていく場が欲しいと思った。
- 社会福祉士会の取組みの現状は、弁護士に寄るところが多い。財源も無い状況のようである。
- 大阪刑務所などのソーシャルワーカーの立場の方々と、このような部会で話すのは初めてだろう。今までは、法律関係の会議までで終わっていたのが、今後地域の会議に出てきて貰う大きな一歩となったのではないか。

【意見交換】

【委員から】

- 西区の保護司会の勉強会で、「発達障害のある子どもたち」について講義をおこなった。母体の病院では、社会福祉士からの依頼があって触法のケースを受託することがあるが、自立支援の際に、弁護士がケースに関わってくれるかどうか不確定の場合もあり、調整に苦慮することが多い。

【会長から】

- 触法といっても幅広くて、地域移行の対象として拳がったが、全国的に進んでいない状況の中で、今後一つの分野として、どのように連携を取っていけるのか期待している。今回は、ゲストとして一度お招きしたが、今後何か一緒に出来たらと思います。

事務局

① ホームページの運営状況 **資料4**

- (事務局から資料に沿って報告)
- 委員に「関係者向けホームページアドレス、ID・PW」を配布。

② 後援名義の許可状況 **資料5**

- (事務局から資料に沿って報告)

③ 視察等の対応状況 **資料6**

- ・(事務局から資料に沿って報告)

2. 課題の整理について **資料7**

- ・(副会長から資料に沿って報告)
- ・NO. 6「社会資源の整備3(触法等対応)」について
⇒地域生活支援部会で第1回、第2回で議論しているので年度末までに、文章をまとめる予定となっている。
- ・NO. 7「社会資源の整備4(指定相談)」について
⇒【障害施策推進課から】・計画相談を付けて、計画案を皆さんに書いて頂くという制度の変更が、平成24年度からあってから、非常に短い経過の中で進んでおらず、現在20%を超えたところです。これは、介護保険のケアプランや他のプランがある方の数字が入っていないので、実際はもう少し上かもしれません。未達成の方が80%より少ない可能性があります。
- ・皆さんにご心配をかけているのは、これがあるタイミングというのが支給決定のタイミングであるので、サービスが引続き問題無く支給決定されるのかというところで、非常にたくさんの市内事業所から問合せがあり、色々な場に出向かせて頂き、堺市としては、計画案に変わるものを検討して、サービスを途切れさせないようにしますとお約束をさせて頂いているところです。
- ・新しいサービスですので、数と質の問題があり、その改善に向けて取り組んでいるところです。数の問題では、担い手の不足がありますので、現在の障害者相談支援専門員の数では、サービス利用者約7000人全員のプランを立てることが出来ない状況です。今年度相談支援従事者初任者研修が行われていて、修了生が出てくる見込みがあるのですが、3回分の研修募集は終了しており、大阪府に確認したところ、堺市で事業開始の予定の方は、全員受講できたと聞いている。これは昨年の研修受講状況からは改善されていると思います。申込みの優先順位がありますから、「いつ事業開始か決まっていない」「どこで働くか分からない」という方は、もしかしたら数の関係で一部落ちているかも知れません。そういった方を数に含めていないとすると、新たな担い手の方には受講して頂いたのかなあとと思います。
- ・研修周知に関しても、「知らなかった」と言われても困りますので、今のところ周知させて頂いているのが、全ての障害福祉サービス事業所と計画相談と高齢のケアマネ事業所にも送付させて頂いた。堺市の介護事業所課の協力も元、メールアドレス登録がある約200箇所以上に送付させて頂いた。その内で、申込み者全員が受講出来ることとなった。
- ・この後、指定を受ける段階で、担い手になって頂けるかどうかについては、先日1回目の5日間研修の最終日に、研修会場で堺市の修了証

を受領された方に、「指定の相談を受けますので、とりあえず連絡をください。受講した以上はやって頂きたい」と伝えた。

- 担い手がいないということになると、質の悪いプランということも考えられる。「計画相談事業所以外が計画を作成する計画案」という項目がある。変な事業所が作成し、自分のところを使うような、権利侵害があっては困るので、全員に質の高い相談支援事業所を付けて頂きたい。しかし、本人が選べるようになっていきますので、ご自身で書ける方は、セルフプランという方法もあります。基本的には、事業所を増やしたいという思いであると伝えていきます。
- 相談支援事業所を設立する指定申請の際に、私も同席し、「設立する看板を挙げるということは、こうゆうことですよ」ということを伝え、「もし今、受けられるとしたらどういったお客さんがいて、どれだけ書けますか」ということを聞かせて頂いています。
- 数の努力は、出来きれていなくて、民間事業所が選んで看板を挙げるので、研修を受けたらといっても必ず事業開始しなければならないという訳ではないので、なかなか難しいなあと思っています。
- どのように周知して、どうゆうふうに関内市に広げていくか順位付けを現在考えています。サービスは絶対に途切れないようにしますが、事業所が凄く多い人とか、凄く相談支援が必要な方がいらっしゃる場合は、事業所が少なくても、出来る限り制度利用が出来るようにという観点で最初は始めて行きたいと思っています。
- 質の話ですが、課題整理表にあります、市主催で計画相談について検討する場で、数の話とともに質をどうするかという話をしておりまして、どういう育成をしていくのか、今後の研修をどうするかということ題材に今後おこなっていきたいと思っています。8月1日は、数の話をしたところですので、次回からは質の話をしていきたいと思っています。
- 備考欄に書いてある通り、今年度も初任者研修を終えた方に対して、年2回の研修実施を市主催で行い育成したいと思っています。
- 現在、月に2箇所ずつ実地指導という形で、相談支援事業所を巡りまして、「本人の意向をどのように取っているのか」、「本人の要求を叶えるためにどうゆうアセスメント取っているのか」など、計画相談の作成プロセスを見せて頂いて、指導をしている状況です。実地指導と聞くと監査の下のランクというか指摘するために行くという感じがあるかも知れませんが、育成の面で月に2箇所ずつ回っています。現在約60箇所あるので、1年で24箇所と数は少ないかもしれませんが、多い所から回っており、3分の1くらい終わったところです。
- 質と数の問題はあっても、これから多くなっていきますので、色々なことが起きると思いますので、今少ないうちから、出来るだけネットワークを大切にして、検討会で市内の方にしっかり意見を聞きながら進めていきたくと思っています。

【委員から】

- 現在、堺市内で指定相談事業所で働いている相談支援専門員の数は？
⇒【障害施策推進課から】・104名ほど。ただ兼務されている方もいる

ので全てが常勤ではない。

- 平成 18 年～24 年度の大阪府相談支援従事者初任者研修受講料は5000円程度で受講できたので、本当に事業をされる方とは限らない。（平成25年度以降の、初任者研修（5日課程）受講料は3万4千円となった。）
- 個人情報の同意欄（受講したことを市町村に知らせる）が今まで無くて、堺市が大阪府に言って設けて貰ったのですが、昨年度以降は同意を貰っているの、そこにはアプローチをしています。

【委員から】

- サービス利用者約7000名に、児童は含まれているのですか？
⇒【障害施策推進課から】• 含まれていません。放課後等デイサービスで約900名（児童全体では約1300名）です。

【会長から】

- 児童をやってくれるところも少ないし、できるところ増やす必要がある。

【委員から】

- 相談支援専門員を見つけられない、断られてしまう場合が想定されますが、そういった場合は相談支援専門員を探すのを障害者基幹相談支援センターに依頼して良いのか。セルフプランを作る時の指導は何処に頼んだら良いのか。
⇒【障害施策推進課から】• 相談支援事業所を探すという仕組みを今考えている途中なので、出来たら行政の方でしっかり工夫をしてということを考えている。セルフプランを作る時の指導については、まだ何処が担うか、人員の話もありますので、まだ決まっていない。利用者の方が迷うことのないようにという意味では、分かり易くしたいと思っています。

【副会長から】

- 差し迫った状況にある中で、障害施策推進課には色々な声が挙がってきていて、検討の場もあると思いますが、目に見える形で、どういう形になっていくのか、出来るだけ早い段階で、市民・関係機関に伝えていける状況を作って頂きたいと思います。ただ、協議会としては計画相談をどうするかというだけを議論するのではなく、本来は障害者基幹相談支援センターを含めて、もっと広い意味の相談支援を検討していける場にしていきたいと思っています。皆さん色々意見があると思いますが、思うところがあれば、また伝えていただければと思います。

【会長から】

- 相談支援も自立支援協議会で担う大きな柱です。検討会の報告がいつ出てくるのか教えてほしい。「相談支援をどうするのか」というのは、今は計画相談に引っ張られていて、なかなか話す機会が無いが、今後機会を設けないといけないと思います。

・NO. 8 「社会資源の整備5（サービスの質の担保）」について

- ⇒【子ども家庭課から】・放課後等デイサービスについて、平成24年の児童福祉法の改正で事業所数が、約20箇所から62箇所（平成26年9月現在）に増えた。毎月増え続けている。
- ・元々堺市は、補助金事業として障害児放課後活動等支援事業（約20箇所）を行っていた。法人が持ち出しでも「放課後の居場所の確保を」ということで、支援を行っていたところなので、支援内容を良く考えてやってくれていた。そういったところが、ほとんど放課後等デイサービスに移行している状況です。
 - ・児童発達支援管理責任者という、障害者総合支援法のサービス管理責任者と同じ立場の方ですが、一定の実務経験と児童発達支援管理責任者研修及び相談支援従事者初任者研修修了の要件を満たしていれば、今まで障害児に関わったことが無い者でも、児童発達支援管理責任者になることができる。
 - ・接骨院をされているところが事業所を立ち上げる例もある。
 - ・指定基準についても殆どなく、広さは大阪府下の基準で1人につき3.3㎡以上をお願いしている。人員も児童発達支援管理責任者以外は、要件がない。
 - ・「さかい障がい児放課後連絡会」を事業所で立ち上げて頂いていて、堺市内で指定された事業所が加盟してくれている。連絡会内で色々な委員会を立ち上げ、事故・虐待などについて研修し、質の向上の取り組みを行っている。
 - ・堺市としては、事業所への研修会を年1・2回行っている。障害施策推進課と共に虐待防止のグループワークを行った。事業所によっては基本的な理解に差があるので、難しいことをしても理解が進まない。
 - ・指導について、今年度から順次行っている。事故や苦情が多いところには、実地指導や巡回を行っているが、それだけで良い支援が出来るのかというと、なかなか難しい。
 - ・資料の事業所一覧表については、毎月更新をしており、地域福祉課、保健センター、子ども相談所、障害者基幹相談支援センターに送付している。
 - ・保護者の方が窓口に来られたら、一覧表をお渡ししている。例えば、「どこがいいよ」とは、窓口でご案内していない。
 - ・障害者基幹相談支援センターに協力して貰って「あいのーと」を毎年発行しており、簡単な制度の内容と事業所一覧を掲載している。
 - ・個別支援計画作成し、プログラムを考えて対応して貰っているが、十分出来ていないところもある。保護者や関係機関から、事業所の不適切な支援があった旨の連絡があった場合、すぐに事業所の様子を見に行っているのでも、何か聞いた場合は、子ども家庭課まで一報を入れてください。

【副会長から】

- ・各区で事例検討するという動きもあるので、今年度いっぱい各々の取

り組みを報告して頂いて、来年度以降こういった課題についてどう考えていくかを皆さんと検討できたらと思っています。

【会長から】

- ・パンフレット作成など、何かアクションを動かさないと駄目でしょう？

【委員から】

- ・学校前で交通整理しないといけないぐらい送迎の車が集まっている状況。
- ・どこの事業所が良い悪いなどの情報共有の仕組みづくりは、行政の制度としてはできない。別の次元で作らざるを得ないと思う。
- ・放課後等デイサービス事業所と保護者の間には、誰が介在されるのか。
⇒【子ども家庭課から】・今は、障害相談支援事業所（計画相談）が入っているケースもあるが、直接保護者が事業所に行き、事業所を決め各区地域福祉課に申請を提出する流れもある。
- ・子どもの計画相談はニーズを達せている状況でしょうか？
⇒【子ども家庭課から】・まだ不十分である。障害児相談の指定を取っているところでも、子どもは出来ませんという事業所があるので、限られてしまって、出来るところに集中している。10月7日に、（これから指定を申請しようとしている事業所も含め）障害児相談事業所を対象に研修を行なう予定。「大人の計画相談は出来るけど、子どもの事が良く分からない」という声が多いので事例を紹介して研修を行なう。子どものニーズと保護者のニーズを、どのようにコーディネートしていくかという部分も難しい。
- ・「さかい障がい児放課後連絡会」で、学校前に送迎車が集まることについてルール作り続け、今やっと少し収まっている状態。一番心配しているのは、事故が起こった場合、事業所としては、学校にお願いしている立場なので、そこは気を付けようと言っている。個別支援計画は立てているが、計画どおり進めているかどうかは分からない。本当の実態が分かっているのは身内だけだと思う。
- ・虐待や事故が起きている事業所の情報を、障害者基幹相談支援センターに連絡して貰うのは不可能なのではないでしょうか。
⇒【会長から】・それだと問題が表に出ていないだけの質の低い事業所を薦めてしまうこともあるかも知れない。

【副会長から】

- ・課題として挙がっている以上、今後も各区で事例があると思うので、この場を通じて報告していくことになると思います。それを何処の場で検討することになるかは、また別で検討になると思います。
- ・どれだけの課題が挙がっていて、それについて、子ども家庭課やネットワークの中で、どんな取組みをされているのか。それでも残っている課題はどれだけあって、こうゆう場で何か出来ることがないのか。
- ・相談支援の立場からは、見えない状況になっていると思うので、別の場で行われているのなら聞かせて欲しいし、場が無いのであれば、どうするのかということを検討して頂ければと思います。

【会長から】

- ・保護者には「我慢しなくていい。こうゆうことがあったら連絡してください」など、保護者向け、学校向けに何か伝えていく必要があるのではないか。また、事前連絡をせずに事業所を訪れてみることなど。
- ・児童発達支援管理責任者にゲストに来て貰って話をしてみたい。
- ・新規申請に来た方に、がつんと言って欲しい。「ここまで以上のことをしたら虐待になりますよ」、「これは公的なサービスなんですよ」など。
- ・過去の事例など掲載したパンフレットを作成するなど。
- ・チェックリスト（人員配置、気温、食べ物、衛生面、何が指導で、何が訓練か分かるようなもの）を作成して、定期的に提出させる。チェックリストすら重要だと分からないところもある。障害者と子どもの担当課が協力して作成して欲しい。
- ・全国的な課題であるので、他が取り組んでいる事があれば、我々も探します。行政が関わっていることなので、よろしくお願いします。

・NO. 13 「高齢者支援（連携）」について

【副会長から】

- ・各区で基幹型包括支援センターと障害者基幹相談支援センターとで交流等が進められていると思いますが、各法人間での調整・取組みが進められているかお話しして頂きたい。
⇒【社会福祉協議会から】・法人間では特にはない。区レベルでは、基幹型包括支援センターと障害者基幹相談支援センターとで関わらせていただいているが、全体レベルには至っていない。
【総合相談情報センターから】・社会福祉協議会にある基幹型包括支援センターの統括課と年度初めに顔合わせを行った。移行時には、「支給量が減ってしまうこと」と「サービスの質が変わってしまうこと」がある。個別的な事例が多いことから、「各区で基幹型包括支援センターと障害者基幹相談支援センターで、事例の共有化から始めていきましょか」という話をした。
- ・65歳以上になっても障害のサービスが使えるかどうかの相談があれば、その都度障害者支援課に問合せを行っている。しかし、法人として社会福祉協議会とで具体的に進めていこうという場面は持っていません。

【副会長から】

- ・区によって連携の度合いに差がある。各区でしっかりと交流していく必要がある。障害者基幹相談支援センターの連携も、まだまだ上手くいっていない状況なので、協議会レベルだけでなく日常の業務の中で改善出来たら良いと思う。
- ・「お互いの取組みを理解して、お互いに絵を描いてから依頼するのではなくて、相談し合うところから始めませんか」と話をさせて貰った。これは、障害と高齢の話だけではなくて、どの機関同士でも同じことだと思いますが。

【会長から】

- 連携が上手くいかない課題は何なのか。どうにかして変えていかないと、利用者が困ってしまう。
⇒【委員から】• 色々な機関と連携をとっていくのは、とても難しいが、そこ無しでは支援は進まないから、努力しながら行っている。連携レベルの話ではなくて、高齢化問題については、行政も一緒になって話をしないと解決しないのではないかと。もう少し広い範囲で考えていく必要があるのではないかと。そうでないと当事者が不利益を被ってしまうのではないかと思います。
- 「来月から介護保険に移行となります」と言われたことがある。納得がいかないまま進めないといけない。ケアマネージャーは、「介護保険はプランになる。このプランに合わせていただかないと困ります。」というようなこと言われて、本人も良く分からないまま進んでいく。指定相談が入っていたら、介護保険のプランが、きちん回るまで指定相談が入れるのか。しかし、今は入れない。利用者にとって横の連携はとても重要だと思う。

【会長から】

- 精神障害のある人は、ヘルパーステーションが変わっただけで、家に入って欲しくないということもある。
- 他県の相談支援従事者初任者研修の講師を行なったが、受講者の3割が高齢者のサービス事業者で、年々増えている。一緒に連携をしていく必要がある。
⇒【生活リハビリテーションセンターから】• 我々のセンターは、中途障害・脳卒中の方のリハビリなどを行っており、介護保険事業者と連携を取っています。制度上は65歳以上からとなっているが、その人が「利用する制度」ではなくて、「何を支援しなくてはいけないか」を考え、支援課題を明確にすることによって、適切なサービス及び連携が行えるのではないのでしょうか。
- 【グッドウィルさかいから】• 南区では、介護保険事業者と連携をとるためチラシ作成や交流会を開催した。時間をかけてお互いの顔が見えるようにならないと上手くいかないのかなと思います。
- 【堺市障害者就業・生活支援センターから】• 我々センターも様々な機関と連携しているが、最終的に行政の窓口で、認めて貰えず前に進まないことがある。行政の窓口が、どこまで知っておられるのか。例えば、高齢者の窓口で、障害者の支援のことなど。行政の窓口含めて、連携が必要なのではないかと思う。

【副会長から】

- 区レベルでは、個別事例を通して連携などを行って貰っていると思いますが、積み上がったものをどうするのかは、行政も交えた話になってくるので、その辺りでは総合相談情報センターと社会福祉協議会との交流が今後進んで行けばいいなと思います。

・ NO. 14 「健康福祉プラザ」について

⇒【障害施策推進課から】・市への提案箱やプラザ利用者の意見、議会においてもプラザへのアクセスの件について要望などあり、課題であることは市も認識している。これまで一貫して、「公共交通機関をご利用ください」とお伝えしているが、今後、どのようにしたら良いのか研究を進めています。障害者の施設なので、環境整備の必要性があるが、税金を使う以上、空席が目立つような状況を招くわけにはいかないのです、その折り合いが必要です。

・ NO. 15 「金銭管理」について

【副会長から】

・今年度どのような取組みがされているかお話して頂きたい。昨年度のテーマの中にあつた、「民間の金銭管理に携わっている事業所と連携」とあつたが、今年度、具体的な取組みがあるかどうか。

⇒【社会福祉協議会から】・日常生活自立支援事業ですが、最近多くなつてきたのが後見人にバトンタッチして解約するケースです。契約件数は上がっているが、解約件数があるので総数は横ばいで230件ほどです。

- ・今年度から権利擁護サポートセンターと連携し、権利擁護支援者養成講座を開催しました。日常生活自立支援事業の登録型の支援員（堺市で金銭管理を含めた権利擁護をサポートしている市民の方）を30名ほど養成している。また、権利擁護サポートセンターで、昨年度市民後見人を30名養成した。今年度、家庭裁判所から後見人として2名選任された。
- ・今後、堺市で法人後見を広げていく上で、権利擁護サポートセンターも法人後見機能を持つ必要があるのではないと検討している。
- ・金銭管理として、日常生活自立支援事業の強化はもちろんのこと、日常生活自立支援事業に当てはまらないような方のニーズに対し、柔軟な対応できるような体制づくりを検討予定です。

・ (2) 協議会の運営等に関する事項 NO. 2 「研修実施のあり方」について

【副会長から】

・昨年度まで自立支援協議会で取組んでいた「ホームペルパー研修」「グループホーム研修」について、今年度既に終えている研修もありますが、「行ってみて実際どうだったか」を当事者の方々を含めご意見をいただけたらと思います。

3. その他（情報交換等）

- ・ 特になし。